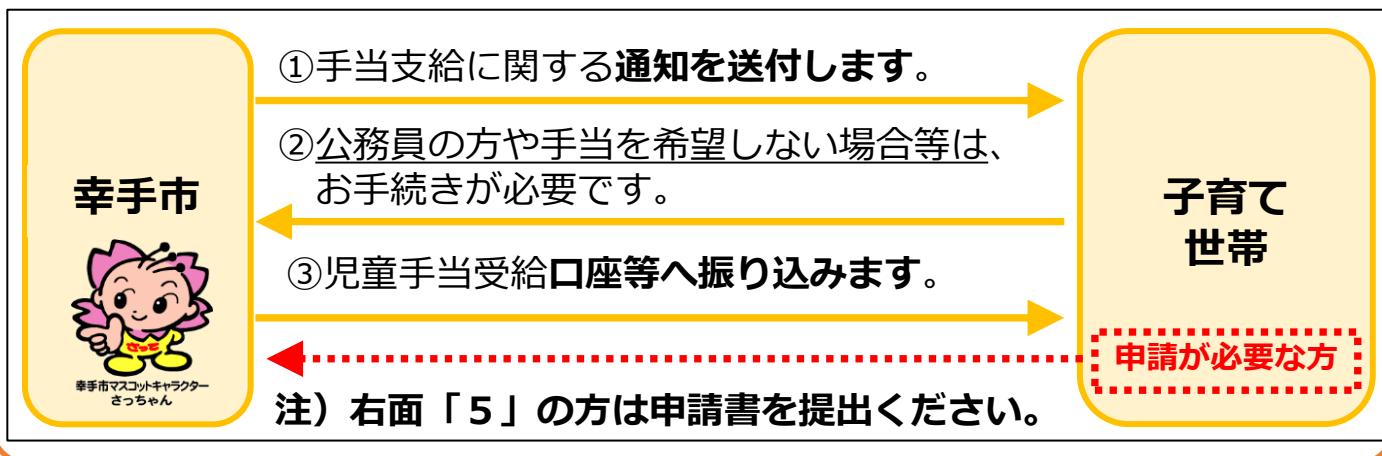


# 物価高対応子育て応援手当 のご案内

対象児童1人につき2万円を1回限りで支給します！

## ■原則申請は不要です。

注) 申請が必要な方は右面「5」をご覧ください。また、希望しない場合や支給口座を変更する場合のみ令和8年2月10日までに電子申請または窓口でお手続きください。



### 1. 次の(1)(2)の児童が対象になります。【対象児童】

#### (1) 令和7年9月分(※)の児童手当の支給対象児童

(※令和7年9月に出生した児童については10月分)

#### (2) 令和7年10月1日から令和8年3月31日までに出生した児童(要申請)

※それぞれ支給を受ける方は次のとおりです。【支給対象者】

上記(1)の場合 **児童手当受給者**

上記(2)の場合 **保護者のうち生計を維持する程度の高い者**

### 2. 対象児童1人につき2万円(1回限り)を支給します。

### 3. 幸手市では2月下旬頃から順次支給を開始します。

令和8年3月20日を過ぎても入金の確認ができなかった場合は裏面記載の窓口までお問い合わせください。

注) 右面「5」の方については申請が必要なため、支給時期が異なります。

右面に続きます。必ずご確認ください！

#### 4. 児童手当受給者（1の（1）該当者）は、原則、令和7年10月支給時（※） の児童手当受給口座か、届出書により届け出た口座に振り込みます。

（※令和7年9月に出生した児童は12月支給時）

**この通知をもって支給の案内となります。**

令和8年2月10日まで(必着)に受給拒否の手続きがない場合は自動的に支給されます。

#### 5. 次に記載する方は申請が原則必要です。

- ・令和7年10月1日から令和8年3月31日までに出生した児童の保護者
- ・所属庁から児童手当を受給している公務員（下記「7」を参照）
- ・10月1日以降に離婚（離婚調停中等も含む）により児童手当の申請が必要になった保護者

※申請書で指定した口座に振り込みます。

注) 口座が解約・変更等により振込みができない場合は支給されませんので、  
令和8年3月末までに必ず下記の窓口にご連絡ください。

#### 6. こんなときはどうなるの？

##### ■引っ越しした場合

**9月分（令和7年9月に出生した児童については10月分）の児童手当を支給した市区町村から、児童手当受給口座もしくは届出書により届け出た口座に振り込まれます。**

ご不明な点があれば、前述の引越前の市区町村にお問い合わせください。

##### ■DV被害により、子どもとともに避難していますが、どうなりますか？

避難先の市区町村で児童手当の受給者変更の手続きを行っている場合は、今回の手当の支給を受けることができます。避難先の市区町村にお早めにご相談ください。住民票を動かす必要はなく、配偶者のいる市区町村に連絡する必要もありません。

#### 7. 公務員の方は、まずは所属庁に手続きについてご確認ください。

所属庁より「物価高対応子育て応援手当申請書（請求書）」を受け取り、必要事項を記入の上、下記窓口（子ども支援課）に令和8年2月10日まで(必着)にご提出ください。

※所属庁等の都合により、期日までに提出が難しい場合は一度ご連絡ください。

#### お問い合わせ先（子ども支援課）

幸手市保健福祉総合センター（ウェルス幸手）内

電話：**0480（42）8454**

FAX：**0480（43）5600**

（受付時間：平日 8:30～17:15）

#### 申請書、電子申請はこちら



幸手市ホームページ  
(<https://www.city.satte.lg.jp/soshiki/kodomo/7/15054.html>)



**“振り込め詐欺”や“個人情報の詐取”にご注意ください。**

ご自宅や職場などに市から問い合わせを行うことがあります。ATM（現金自動預払機）の操作をお願いすることや、支給のための手数料などの**振り込みを求めるることは絶対にありません**。もし、不審な電話がかかってきた場合には、すぐに市の窓口又は最寄りの警察署や警察相談専用電話（#9110）にご連絡ください。